平成２８年９月大木町農業委員会
総会議事録

１．開催日時　　平成２８年９月７日（水）午後１時３０分から午後２時３０分

２．開催場所　　大木町役場　３階　第１会議室

３．総会構成人員現在総数　　１５名

４．出席委員　（１５名）

１番	小畠　裕司	
２番	熊丸　　渡	
３番	田中　博己	
５番	荒巻　利三	
６番	野口　俊夫	
７番	松永　一完	
８番	眞崎　萬次	
９番	池田　久生	
１０番	久良木勝昌	
１１番	真辺　恵子	
１２番	松永　靜義	
１３番	古賀　良隆	
１４番	池田　英昭	
１５番	野口　壽格	
１６番	水落　　愃	（会長）

５．欠席委員　（０名）

６．農業委員会事務局職員

事務局長	北島　克彦
係長	古賀　利治
書記	石川　　剛

７．議事内容

１．議事

１）農地法第１８条第６項の規定による通知について

２）農地法第３条の許可申請について

３）農地法第５条第１項の許可申請について

４）地域の農業の振興に関する計画及び農業振興地域整備計画に関する意見について

８．会議の概要

議　長	みなさん、こんにちは。 今月は午後からの総会開催となりましたが、よろしくお願いいたします。 大木町農業委員会会議規則第６条の規定により、委員の全員が出席されておりますので、本日の総会が成立していることを報告いたします。 では、ただいまより、９月の農業委員会総会を開催いたします。 携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードへの設定をお願いいたします。 本日の議事録署名人を、１０番委員　久良木委員、１１番委員　真辺委員にお願いいたします。 では早速議事に入りたいと思います。議案第１号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。 通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いいたします。
各委員	（　意見なし　）
議　長	意見もないようでしたら、質疑を終わります。 議案第１号の通知を終わります。 次に、議案第２号「農地法第３条の許可申請について」を議題といたします。整理番号１番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　） 農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。 地元委員の眞崎委員の意見をお願いいたします。
眞崎委員	ただいま事務局から説明があった通りでございます。農業経営基盤強化促進事業による借地をされており、かなり以前から〇〇〇〇さんが作ってあったということですが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの関係につきましては、〇〇〇〇さんのお母さんの兄弟が所有者ということで、その農地の相続が終了したので今回譲渡したいということで、何の問題もないと思いますのでよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。
議　長	地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。 皆さんの意見をお願いします。
各委員	（　意見なし　）

議　長　　ございませんか。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
次に、議案第３号「農地法第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。
整理番号１番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）
第1種農地ですけども、集落接続ということで不許可の例外に当たると考えております。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の久良木委員の意見をお願いいたします。

久良木委員　　９月２日に、真辺委員と北島事務局長と古賀係長の４名で現地調査に行ったところでございます。内容につきましては今事務局から説明した通りでございます。第１種農地でございますが宅地とも隣接しておりまして、また排水も既存の排水溝を使うということでございますので、何ら問題ないと思いますのでご審議よろしくお願いします。

議　長　　つづいて、地元委員の池田英昭委員の意見をお願いします。

池田英昭委員　　事務局並びに現地調査委員の説明どおりでございます。何の問題もないかと思いますのでよろしくお願いします。

議　長　　現地調査並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願い致します。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　ございませんでしょうか。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
産業振興課の平木係長が来ますので、しばらく休憩したいと思います。

（休憩　午後1時40分～午後1時42分）

議　長　　会議を再開いたします。
議案第４号「地域の農業振興に関する計画及び農業振興地域整備計画に関する意見について」を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
それでは、産業振興課農振担当者から農振除外４件についての説明を求めます。

産業振興課　　（　説明「省略」　）

議　長　　農振除外の４件について、産業振興課の平木係長からの説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。皆さんの意見をお願いします。

松永静義委員　　ちょっとよろしいですか。

議　長　　はい、松永委員。

松永静義委員　　整理番号１１番の〇〇さんの分ですけども、この中で台帳地目が田、それから現況も田と書いてありますけれども、写真で見る限りでは田のようではないと思いますが、これは現況というのを書くのではあれば雑種地か何かと書くのが本当ではないかと思いますが、現地の調査というのはされてあるのですか、されてないのですか。それとも受付に持ってこられたのをそのまま書かれているのかその辺をお尋ねしたいと思いますが。

産業振興課　　畑の状態になっているかと思いますが、もちろん受付をして、現地を見て判断をしているところでございます。

松永静義委員　　現地を見ているのであれば、現地は田ですか。現況というのは現在の状況を書くのではないんですか。

事務局　　この台帳地目と現況というのはあくまでも台帳に記入されているものを書くようになっております。その一部ということで、たまたま一部に該当するところがちょっと土が多すぎて田のようになっていないということで、ここでは雑種地という書き方は申請の段階では書けませんので、あくまでも現況の台帳上の地目の記載になります。そこはご理解いただき

たいと思います。よろしくお願いします。

松永静義委員　それならば、最初から現況は田と書いているが、実際はこのようになっているということを先に言えば良いのではないですか。

産業振興課　以後そのように説明をしたいと思います。よろしくお願いします。

議　長　よろしいでしょうか。
　では私からですが、過去にもこのような状態がありました。そこは上土を剥いでもらってトラクターを使って原状回復してもらいました。　そうしなければ農業委員会としてはだめだということがありましたので、農振担当の方もですね、もう少し農地らしい状況を作っていただきたいと思います。他にございませんか。

眞崎委員　よろしいでしょうか。

議　長　はい、眞崎委員。

眞崎委員　いろいろ意見が出ましたけども、今の状況では農地ではないような状況ですから、一回きちんとした形で農地の状況に戻してもらわないと具合が悪いですよね。

産業振興課　よろしいですか。

議　長　はい、どうぞ。

産業振興課　一度農地の状態に戻していただいて、また写真を撮りまして報告をしたいと思います。

事務局　そこの取り扱いとしては、現況に復帰するという部分がいわゆる水稲田という形ではなく、畑状態ぐらいに戻すような形で指導させていただきますのでよろしくお願いします。

野口壽格委員　よろしですか。

議　長　はい、野口委員。

野口壽格委員　次の農振の会議があるでしょう。その前に調査もあるかと思いますのでその前に現況復帰させることは日程的にできますか。

事務局　そのような形でさせていただきます。

議　長　　それでは次に整理番号１２番、１３番についてはいかがですか。

松永一完委員　　１２、１３番は土地改良の時の登記の問題ではないですか。

産業振興課　　すいません、よろしいでしょうか。

議　長　　はい、どうぞ。

産業振興課　　土地改良事業をする時に、既に宅地状態になっていたということで地区外に落とされております。土地改良地区には入っていない状態でございます。

事務局　　今、委員さんから発言がございましたとおり、ここについては随分昔から課税上も宅地ということで整理されておりまして、基本的には登記をきちんとされていなかったという状況のようです。これについては現況にあった形で整理をしていただくという意味合いでご理解いただければと思います。

議　長　　よろしいでしょうか。１２番、１３番につきましてはやむを得ないということといたします。１４番についてはいかがでしょうか。
　敷地拡張としてありますが、分家住宅の建設ではないんですか。

産業振興課　　資料の８ページをご覧いただきたいと思います。四角で囲んでいる北側のピンク色のところに〇〇〇〇さんの住宅が建っております。〇〇〇〇さんが個人で息子さんの家を建てるということで申請が上がっております。

議　長　　よろしいでしょうか。他にご意見ございませんか。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、農振除外の４件については「意見なし」といたします。
　次に、用途区分の変更の１件についての説明を求めます。

産業振興課　　（　説明「省略」　）

議　長　　産業振興課からの説明が終わりました。質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　ございませんか。

各委員	（　意見なし　）
議　長	それでは私から質問ですが、用途区分の変更で農業用施設用地ということですが、何に使われるんでしょうか。７畝ありますけども。
産業振興課	農機具倉庫と農機具の洗い場と堆肥置場、あとは組合員さんの駐車場ということで申請されております。
松永静義委員	面積の制限はあるんですか。
産業振興課	面積の制限というのはありません。
事務局	基本的にどういう計画を持って、それが面積に対してどうなのかという制限はあります。今から先は農機具も大型化してきて、またオペレーターさんの車を止める駐車場スペースも必要なので、そのようなことを加味すると正直これぐらいの面積は必要ではないのかと判断しております。
眞崎委員	はい。
議　長	はい、眞崎委員。
眞崎委員	これは土地改良地区外でしょうか。
産業振興課	はい、土地改良の地区外です。
議　長	よろしいでしょうか。
各委員	はい。
議　長	意見もないようですので、用途区分の変更の１件については「意見なし」ということで報告したいと思います。平木係長どうもありがとうございました。
産業振興課	ありがとうございました。
議　長	以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。